

# 海老名市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の親及び児童が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対象講座の受講費用の軽減を図るための給付金を支給することにより、学び直しを支援し、より良い条件での就職につなげることで自立や生活の安定を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、海老名市(以下「市」という。)とする。

第3条 この要綱により支給する給付金の種類は、次の各号に規定する当該各号に掲げるものとする。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給する給付金
- (2) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給する給付金
- (3) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した際に支給する給付金

## (支給対象者)

第4条 支給対象者は、ひとり親家庭の親(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。)又はひとり親家庭の児童(同法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童をいう。)であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、高等学校卒業生、大学入学資格検定合格

者、高卒認定試験合格者等既に大学入学資格を取得している者は除く。

(1) 市内に住所を有する者

(2) ひとり親家庭の親が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者又はこれと同様の所得水準である者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）

(3) 支給対象者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から判断して、「高卒認定試験」に合格することが適職に就くために必要であると認められる者

(4) 過去に本事業の給付金を受給していない者

（対象講座）

第5条 この事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）で、市長が適当と認めるものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

（事前相談の実施）

第6条 受講開始時給付金、受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受けようとする支給対象者は、対象講座を受講する前に市に相談を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する事前相談においては、ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分に検討するものとする。

3 市長は、第1項に規定する事前相談においては、ひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の

児童の就学経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、ひとり親家庭の児童の自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど、受講の必要性について十分に検討するものとする。

(支給額等)

第7条 次の各号に掲げる給付金の支給額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

## I 通信制の場合

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者又は支給対象者の親（支給対象者が児童である場合に限る。）が対象講座の受講開始のために支払った費用の4割に相当する額とする。ただし、その4割に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。
- (2) 受講修了時給付金 支給対象者又は支給対象者の親（支給対象者が児童である場合に限る。）が対象講座の受講のために支払った費用の5割に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が12万5千円を超える場合は、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。
- (3) 合格時給付金 支給対象者又は支給対象者の親（支給対象者が児童である場合に限る。）が対象講座の受講のために支払った費用の1割に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計が15万円を超える場合は、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は15万円とする。

## II 通学又は通学及び通信制併用の場合

(1) 受講開始時給付金 支給対象者又は支給対象者の親（支給対象者が児童である場合に限る。）が対象講座の受講開始のために支払った費用の4割に相当する額とする。ただし、その4割に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 受講修了時給付金 支給対象者又は支給対象者の親（支給対象者が児童である場合に限る。）が対象講座の受講のために支払った費用の5割に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が25万円を超える場合は、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は25万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(3) 合格時給付金 支給対象者又は支給対象者の親（支給対象者が児童である場合に限る。）が対象講座の受講のために支払った費用の1割に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計が30万円を超える場合は、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は30万円とする。

2 算定した支給額に端数が生じた場合は、小数点以下は切り捨てるものとする。

3 給付金の対象となる費用は、一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として受講施設の長が証明する次に掲げる費用とする。

(1) 入学料（対象講座の受講の開始に際し、当該受講施設に納付する入学金又は登録料をいう。）

(2) 受講料（受講に際して支払った受講料、教科書代及び教材費をいう。）

(3) 前2号に掲げる費用に係る消費税

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は対象としない。

- (1) 高卒認定試験の受験料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 講座の補講費
- (4) 受験施設が実施する各種行事参加にかかる費用
- (5) 学校債券等、将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (6) 受講のための交通費
- (7) 前項に掲げる費用について、クレジットカード等で支払った場合、その利用に係る手数料等
- (8) 支給申請時点で受講施設に対して未納となっている前項に掲げる費用

(対象講座の指定申請)

第8条 給付金の支給を受けようとする支給対象者又は支給対象者の親（支給対象者が児童である場合に限る。）（以下「申請者」という。）は、支給対象者が受講しようとする講座について、海老名市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（第1号様式。以下「受講対象講座指定申請書」という。）を市長に提出し、受講開始日前にあらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

2 市長は、受講対象講座指定申請書の提出を受けたときは、支給要件の審査を行い、速やかに対象講座指定の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく海老名市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（第2号様式。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、当該申請者に通知しなければならない。

4 第1項に規定する申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは、添付書類を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、第3号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額等についての市町村長の発行する証明書を含む。）
- (3) 受講を希望する講座の受講施設及び当該講座の内容が確認できる資料等
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(支給申請)

第9条 申請者は、海老名市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（第4号様式。以下「支給申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 支給申請書は、受講開始時給付金の支給申請は受講開始日から起算して30日以内に、受講修了時給付金の支給申請は受講修了日から起算して30日以内に、合格時給付金の支給申請は合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に提出しなければならない。ただし、いずれの申請もやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

3 支給申請書の提出に当たっては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できるときは、添付書類を省略することがで

きる。

(1) 受講開始時給付金

ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、第3号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額等についての市町村長の発行する証明書を含む。）

ウ 受講対象講座指定通知書

エ 受講施設の長が受講者本人の支払った経費について発行した領収書（受講者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に受講施設が必要事項を付記したものを含む。））

(2) 受講修了時給付金

ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所

得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、第3号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額等についての市町村長の発行する証明書を含む。）

ウ 受講対象講座指定通知書

エ 受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

オ 受講施設の長が受講者本人の支払った経費について発行した領収書（受講者がクレジットカードの利用等クレジットカード会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジットカード契約証明書（クレジットカード伝票の受講者用控に受講施設が必要事項を付記したものを含む。））

カ その他市長が必要と認める書類

### （3） 合格時給付金

ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、第3号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申



立書」及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額等についての市町村長の発行する証明書を含む。)

ウ 受講対象講座指定通知書

エ 文部科学省が発行する合格証書の写し

オ その他市長が必要と認める書類

4 市長は、支給申請書の提出を受けたときは、支給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定し、海老名市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給（不支給）決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（給付の決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給決定又は支給を受けた者があるときは、給付金の支給を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

（関係機関との連携）

第11条 この事業の実施には、受講修了証明書、領収書等の発行を行う受講施設の協力が不可欠であるため、市は当該受講施設と密接な連携を図るとともに、当該受講施設が必要な情報は、積極的に提供するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年8月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、施行日前に定める様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

《平成30年4月1日・制定》

《平成31年4月1日・一部改正》

《令和2年11月24日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

《令和3年8月1日・一部改正》

《令和4年7月12日・一部改正》